

吹田第二小いじめ防止基本方針

～いじめのない学校づくり～

1. いじめの基本認識

いじめとは、「児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」で、個々の行動がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行う必要がある。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

2. 基本方針策定の目的

「いじめは絶対に許さない」学校を構築するため、「未然防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。この基本方針は本校におけるすべての教職員が「いじめに関する認識から取組」に至るまで、共通認識のもと組織的・体系的・計画的に取り組んでいく「行動計画」となるものである。

3. いじめの未然防止

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活をおくることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

3-1 教職員の基本姿勢

○子どもに対する受容的・共感的態度

- (1)子どもの良さをたくさん見つけ、認め、褒めることができる実行力
- (2)子どもの話への積極的な傾聴と共感
- (3)子どもの言動の背景（家庭・育ちの特性）を含めた一人ひとりへの受容
- (4)子どもの小さな変化を見逃さない感性と洞察力

○教職員の言動が、子ども達に大きな影響を及ぼすことを常に意識すること

- ・大勢の前で特定の子どもへの負のイメージとなる言動をとったり、冷やかしたりする軽率な振る舞いが子どものいじめを誘発、助長している可能性がある。

3-2 学級経営の基本姿勢

「居場所づくり」「絆づくり」と「自己有用感」

○「居場所づくり」・・・「わかる授業」と「授業規律」

そこにいることに不安を感じない学級づくり。日々の授業の中で安心して発言したり聞いたりする姿勢を育てること（ベル着、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導）。

○「絆づくり」と「自己有用感」・・・すべての児童が活躍できる場を準備すること

互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする子ども同士の活動を計画的に行うことで、他者から認められていると感じられた児童はいたずらに他者を否定したり、攻撃したり、相

手をおとしめたりしない。

3-3 組織的な取組

- (1) 日常的な児童の行動の様子を把握と情報共有
- (2) 「コア会議」の機能性を高め、「いじめの防止等の対策のための組織」として実行力を備える。
- (3) 欠席日数を注視し、情報を共有する。
- (4) いじめの防止等に関する年間計画の策定（別紙1）
- (5) 計画的に校内研修を行う。
- (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

3-4 児童への指導

子どもへのエンパワメントの視点を大切にし、いじめの「加害者」「傍観者」「被害者」にならない力をつける。

- (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
- (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (3) 言語活動を充実させ、児童・生徒のコミュニケーション能力を向上させる。
- (4) 児童会活動を活性化し、児童・生徒自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
- (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

4. いじめの早期発見

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

4-1 子どものサインに気づく

- (1) 一人一台タブレット端末を活用した健康観察（デイケン）を活用する。
- (2) 児童一人ひとりのサイン・学級集団からのサインに敏感になるためのチェックシートによる教職員の自己点検を毎月行い、生活指導部会で情報共有する。
- (3) 学校生活アンケートを学期に1回実施し、生活指導部会で情報共有する。
- (4) 教育相談日の周知と積極的な活用を促すと共に、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知図り、教育相談体制の充実に努める。

4-2 家庭でのサインに敏感に

子どもは「いじめを受けていると親が知ったらどんなに悲しむだろう」と思い、親に隠そうとする。

- (1) 年度当初に保護者向けの啓発文書を配付する。
- (2) 子どもの様子に敏感になってもらうため、家庭チェックシートを配付し、学校との連絡を密にする。

5. いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生活指導担当・管理職等に報告・相談するとともに、「コア会議（いじめの防止等の対策のための組織）」に報告・相談する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

5-1 いじめを発見・通報した場合

(1) いじめと疑われる行為を発見したり相談や訴えがあったりした場合は、その行為を制止し、被害児童および相談者の安全を確保しながら事態の把握に努める。

- ①事実確認
- ②対応の決定
- ③関係機関との連携
- ④担当の確認

(2) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。

(3) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)

5-2 重大事態が発生した場合

重大事態が発生した場合は、「いじめの防止等の対策会議」内に調査チームを設置し、調査チームが初動調査から実施把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

(1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。

(2) 調査チームは、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を加害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。

(3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

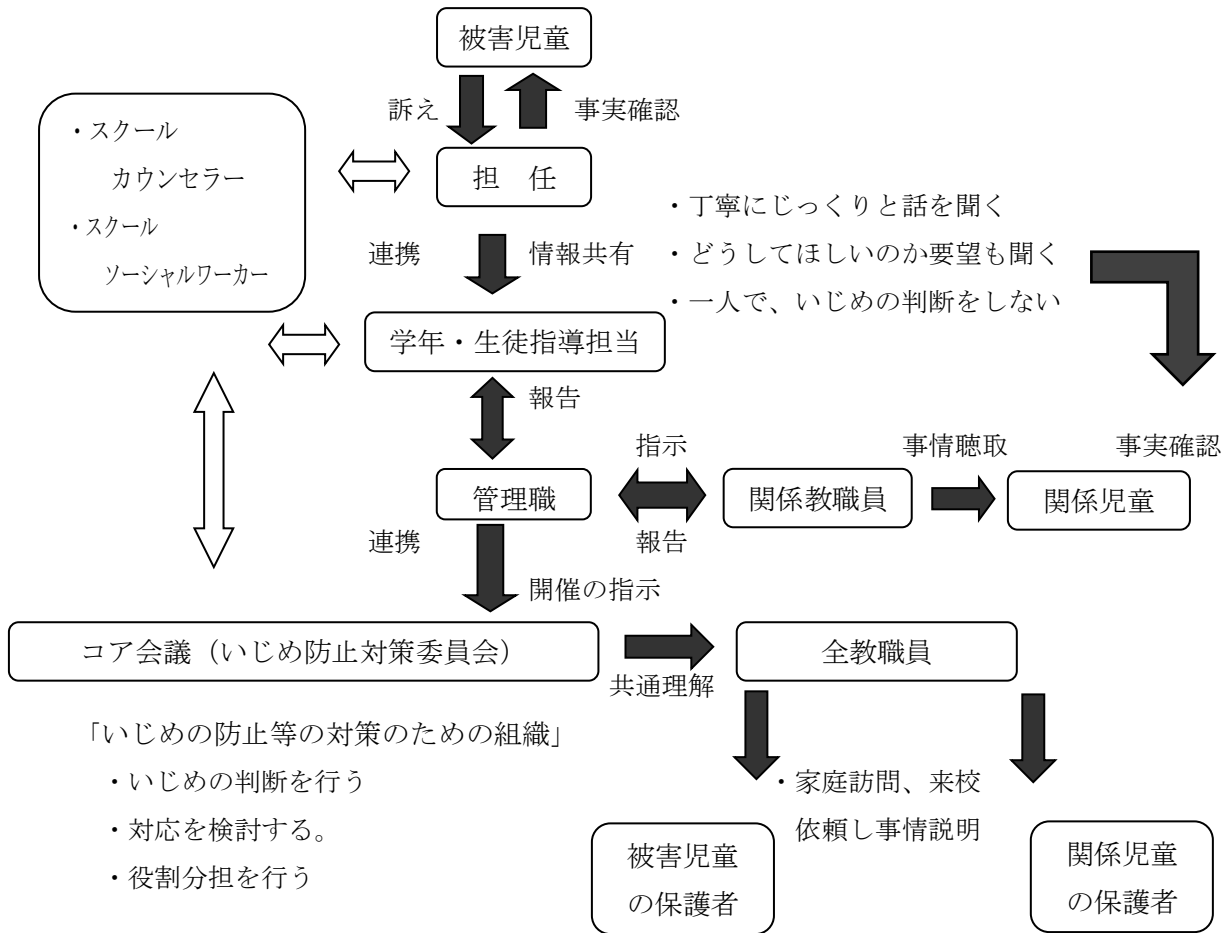
6. その他

この基本方針は、取組の進行状況の確認や、解決に至っていないケースの検証等、児童の実態に応じて毎年計画を見直す。

いじめ防止等に関する年間計画

	学校	児童	保護者	地域・その他
4月	校内研修 担任チェックシート 児童交流会	デイケン	啓発文書・ チェックシート配付	地域教育協議会
5月	担任チェックシート 児童交流会	参観・学級懇談		青少年育成委員会 民生児童委員懇談会
		いじめ防止週間		
6月	担任チェックシート 校内研修 児童交流会	学校生活アンケート		
7月	担任チェックシート 児童交流会 学期末集計 点検・検証			学校評議員
8月				
9月	担任チェックシート 児童交流会	学校公開		日曜参観
10月	担任チェックシート 児童交流会	学校生活アンケート		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム。 ・児童への指導。 ・教員への研修。
11月	担任チェックシート 児童交流会	学校教育自己診断		
12月	担任チェックシート 児童交流会 学期末集計 点検・検証	個人懇談		
1月	担任チェックシート 児童交流会	いじめ防止週間		
2月	担任チェックシート 児童交流会	学校生活アンケート		
3月	担任チェックシート 児童交流会 年度末点検・検証	授業参観・学級懇談		地域教育協議会 学校評議員会

生活指導部会・コア会議（いじめ防止対策委員会）【定例】



【留意事項】 *大阪府教育委員会「大阪府いじめ防止基本方針」（平成26年4月参照）
「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月参照）

- いじめを訴えてきた児童・生徒への対応
 - ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
 - ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
 - ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
 - ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
 - ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。
- いじめたと訴えられた関係児童・生徒への対応
 - ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
 - ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
 - ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
 - ・目撃した児童・生徒がいた場合、その児童・生徒からも状況を聞く。
 - ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。
- いじめの防止等の対策のための組織
 - ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
 - ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
 - ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。（誰が、いつ、どこで、何をするのか）
 - ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。（複数対応、電話では済ませない。）
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・弁護士等との連携や緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」など相談・協議する。